**組織管理規程**

1. （目的）

本規程は、NPO法人千葉県森林インストラクター会（FIC）の定款を基にして、定款に定めのない組織管理と組織運営に係わる事項を定める。

1. （各種規程などとの関係）

各講座の運営や各種事務処理に関しては、講座ごとに定める規程類(規程、運営マニュアル、様式)に基づいて実施する。

FICの規程類は別途定める規程類管理規程に従って管理する。

1. （組織図）

FICの組織図は別紙のとおりとする。

1. （総会開催方法）

FICは定款に定める総会開催方法に加えて、以下の方法で総会を開催することが出来る

1. 通常の開催形態
2. 定款に基づく通常の開催形態であり、日時」「場所」「審議事項」を記載した案内を正会員に送付して開催する。
3. 総会に出席できない正会員には、①書面または電磁的方法に基づく表決への参加、②出席する正会員に議決権委任、③議長への議決権委任、のいずれかを選択するよう要請する。
4. 議事定足数は、正会員総数の二分の一以上。
5. 議決定足数は、出席した正会員の過半数の賛成。
6. 少人数による開催
7. 通常の開催形態であるが、最低必要人数（理事長、議長、議事録署名人2人、議事録作成事務担当者等）が会場に集結し、その他の正会員は書面表決or電磁的方法に基づく表決または委任状により参加する。但し、出席の意思がある正会員に上記の書面or電磁的方法による表決や委任状を強要することは不可とする。
8. 議事定足数及び議決定足数は、通常の開催形態と同一とする。
9. 少人数による開催とネットワーク経由による参加との併用
10. 最低必要人数が会場に集結、その他の会員は①WEBやネットワーク経由により参加、②書面または電磁的方法に基づく表決への参加、③出席する正会員に議決権委任、④議長への議決権委任、のいずれかの選択肢を用意する。但し、会場への出席意思のある会員に他の方法の選択を強要することは不可とする。
11. 議事定足数及び議決定足数は、通常の開催形態と同一とする。
12. （理事会開催方法）

理事会は通常の開催形態に加えて、WEBやネットワーク経由により開催することが出来る。この場合、通常の開催形態と同様、参加する理事や議長への議決権の委任は認められない。

1. （理事会、理事の役割、任期など）
2. 理事会は必要に応じて、年4回以上開催する。
3. 理事長は、必要に応じて、理事以外の者に理事会出席を求めることができる。
4. 各理事の担当する事業分野・内容は、理事会の承認に基づき、理事長が決定する。
5. 理事長、副理事長、および事務局長の職は原則として連続して2期(4年)以内とする。
6. 理事の再任回数に制限は設けないが、同一内容の職務の担当は原則として連続して3期(6年)以内とする。
7. 監事の再任回数は原則として連続3期（6年）以内とする。
8. 上記5、6、7、の条文は2022年5月の定期総会及びそれ以降の総会にて選任された者に対して適用する。
9. 期中において役員の欠員が生じた場合、又は増員が必要になった場合、理事長は理事会の承認を得て、新たな役員候補を選任し職務を委任できる。

第7条　(顧問)

1.　理事長は理事会の承認を得て、本会に顧問を置くことができる。

2.　顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。

3.　顧問の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第8条　(事務局)

1. FICの運営を円滑に行うために事務局を設置する。
2. 事務局の構成員は、理事長、副理事長、事務局長、および理事長が指名した者とする。必要に応じて事務局スタッフを置くことができる。
3. 事務局は以下の事項を扱う。
4. 理事会での審議事項・報告事項の準備など理事会運営に係わる事項。
5. FIC運営に関する各種施策の立案。
6. FICの役員、運営組織要員の人事に関する相談の受付および調整。
7. 雨天などで講座の実施が危ぶまれる時に、担当理事と相談して実施可否について助言する。
8. FICMLの利用承認。
9. 個人情報保護に関してFICに寄せられる苦情に対する対応
10. その他理事会から委任された事項を検討・実施する。
11. 事務局の運用方法は以下の通りとする。
12. 事務局構成員はFICの全活動を分担して管掌する。管掌する部門は組織図に記載する。管掌する部門の活動については担当理事に協力・アドバイスを行う。
13. 意思決定は事務局構成員（事務局スタッフは除く）の合議による全員一致を原則とする。
14. 事務局会議には必要に応じて事業担当の理事が参加する。
15. 事務局会議はオンライン会議やメールによる会議を活用するなどして、適時に速やかに開催する。
16. 緊急を要する事項についての事務局による決定事項は、速やかに理事会に報告し承認を得る。

第9条　(検討委員会)

* 1. 理事長は、理事会の承認を得て、特定の事項に関する検討委員会を設置することができる。
  2. 検討委員会の構成員は、事務局構成員および検討事項に関係する理事と会員の中から理事長が選任する。
  3. 検討委員会委員長は理事長が選任する。
  4. 検討委員会委員長が検討委員会の運営を主催する。
  5. 検討委員会委員長は、検討状況や検討結果を適時に理事会に報告する。

第10条　（正会員としての入会）

1. 定款第7条（2）「前号と同等の資格または同等の能力を有すること」に関する運用は以下の2.項及び3.項の例示を参考にする。
2. 同等の資格とは、樹木医、ネイチャーゲームリーダー、各自治体が認定するナチュラリスト、森林、樹木、林業、自然全般に関する資格などとする。
3. 同等の能力とは、自然に関するインストラクター活動の経験について、年間10日以上実施した経験が3年以上あることなど、実践的経験を十分持つこととする。
4. 認定に際しては、理事会で審議の上、理事長が決定する。

第11条　(準会員)

1. 定款第6条（2）「この法人の目的に賛同し、活動に参加するために入会した個人」に関する運用は以下の通り定める。
2. 入会は、FICの各種自主事業の講座に年5回以上参加した実績が1年以上あるなど、継続して積極的に参加する意欲のある個人とする。
3. 認定に際しては、理事会で審議の上、理事長が決定する。
4. 準会員には、FICの受験支援セミナーなどを受講し、森林インストラクター資格を取得することを推奨する。
5. 準会員として1年以上積極的に活動した個人は、FICの各種講座へ正会員と同等の条件でオブザーバーとして参加することができる。
6. 準会員として十分な実績を積んだ個人は、第8条に基づき正会員になることができる。

第12条　(その他)

本規程に定めのない事項については、理事会にて討議・決定するものとする。

(制定・改定履歴)

付則1　2021年4月12日　制定、施行

付則2　2021年12月13日　第8条改定

**(別紙)**

